

感発0329第1号
令和6年3月29日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第116号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第117号）及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第69号）については、本日公布され、令和6年4月1日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方お願いする。

記

第1 予防接種法施行令の一部改正について

- 1 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）第3条第1項に規定するH i b感染症に係る定期の予防接種の対象者について、「生後2月から生後60月に至るまでの間にある者」を、「生後2月から、生後90月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者」と改めること。
- 2 新型コロナウイルス感染症を、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第3項第3号の政令で定める疾病に位置づけるとともに、施行令第3条においてその対象者を次の（1）及び（2）と定めること。
 - （1）65歳以上の者
 - （2）60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 医療手当等について

(1) 施行令第11条から第13条まで、第17条、第18条、第21条、第24条、第26条及び第28条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

ア A類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（特定B類疾病（法第9条第1項に規定する「B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同月の入通院	37,800円	38,900円
月8日未満入院又は月3日未満通院	35,800円	36,900円
(イ) 障害児養育年金		
1級	1,617,600円	1,669,200円
2級	1,293,600円	1,334,400円
(ウ) 障害年金		
1級	5,175,600円	5,340,000円
2級	4,138,800円	4,272,000円
3級	3,104,400円	3,202,800円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1級	846,200円	854,400円
2級	564,200円	569,600円
(オ) 死亡一時金	45,300,000円	46,700,000円
(カ) 葬祭料	212,000円	215,000円

イ B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同月の入通院	37,800円	38,900円
月8日未満入院又は月3日未満通院	35,800円	36,900円
(イ) 障害年金		

1 級	2, 875, 200 円	2, 966, 400 円
2 級	2, 299, 200 円	2, 373, 600 円
(ウ) 遺族年金	2, 514, 000 円	2, 594, 400 円
(エ) 遺族一時金	7, 542, 000 円	7, 783, 200 円
(オ) 葬祭料	212, 000 円	215, 000 円

ウ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種

改正前の額 改正後の額

(ア) 医療手当

月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院
及び同一月の入通院

37, 800 円 38, 900 円

月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院

35, 800 円 36, 900 円

(イ) 障害児養育年金

1 級 1, 258, 800 円 1, 298, 400 円

2 級 1, 006, 800 円 1, 038, 000 円

(ウ) 障害年金

1 級 4, 024, 800 円 4, 153, 200 円

2 級 3, 218, 400 円 3, 322, 800 円

3 級 2, 414, 400 円 2, 491, 200 円

(エ) 死亡一時金

生計維持者である場合 35, 200, 000 円 36, 300, 000 円

生計維持者でない場合 26, 400, 000 円 27, 200, 000 円

(オ) 葬祭料 212, 000 円 215, 000 円

(2) 令和 6 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金、遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例によること。

4 令和 6 年 3 月 31 日に特例臨時接種が終了することに伴い、特例臨時接種の実施に当たり所要の経過措置を定めていた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 4 年政令第 377 号）附則第 2 条及び第 3 条の規定を削除すること。

第 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成21年政令第277号）第3条から第5条まで、第8条、第10条及び第12条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
(1) 医療手当		
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院	37,800円	38,900円
月8日未満入院又は月3日未満通院	35,800円	36,900円
(2) 障害児養育年金		
1級	1,258,800円	1,298,400円
2級	1,006,800円	1,038,000円
(3) 障害年金		
1級	4,024,800円	4,153,200円
2級	3,218,400円	3,322,800円
(4) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1級	846,200円	854,400円
2級	564,200円	566,600円
(5) 遺族年金		
生計維持者である場合	3,520,000円	3,630,000円
生計維持者でない場合	2,640,000円	2,720,000円
(6) 遺族一時金		
生計維持者である場合	35,200,000円	36,300,000円
生計維持者でない場合	26,400,000円	27,200,000円
(7) 葬祭料	212,000円	215,000円

2 令和6年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。

第3 予防接種法施行規則等の一部改正について

1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症（以下「ジフテリア等」という。）に係る定期の予防接種について

(1) H i b感染症に係る定期の予防接種の対象者の上限年齢は、ワクチンの種類ごとに次のア及びイとすること。

ア 乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合 生後60月まで

イ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン

- ン（以下「5種混合ワクチン」という。）を使用する場合 生後90月まで
- (2) 施行令第3条第2項に定める長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったと認められるもの等がジフテリア等に係る定期の予防接種の対象者となる年齢の上限を、5種混合ワクチンを使用する場合は15歳とすること。
 - (3) 5種混合ワクチンを用いてHib感染症に係る定期の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準については、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種を受けた場合の基準と同様とすること。
 - (4) ジフテリア等に係る定期の予防接種について、5種混合ワクチンを用いて行う場合には、以下の方法によることを可能とすること。
 - ・初回接種は5種混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて3回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法
 - ・追加接種は5種混合ワクチンを初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法

2 新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種について

- (1) 施行令第3条で定める対象者のうち、第1の2の(2)の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。こと。

なお、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度としては、「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成13年11月7日付け厚生労働省健康局長通知）の第二の1の(1)においてインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者について示している障害の程度を参照されたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準について、当該基準となる症状及び発生までの期間をそれぞれ次のアからカまでとすること。
 - ア アナフィラキシー 4時間
 - イ 血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。） 28日
 - ウ 心筋炎 28日
 - エ 心膜炎 28日
 - オ 熱性けいれん 7日
 - カ その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
- (3) 令和6年3月31日に特例臨時接種が終了することに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号）附則第4項

によりなお効力を有するものとされた同令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に係る規定について削除するほか、所要の改正を行う。

- 3 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種に用いるワクチンに、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを追加するとともに、その他所要の改正を行うこと。

第4 その他

令和6年3月31日に特例臨時接種が終了することに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（令和3年1月18日付け健発0118第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添）は廃止する。また、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和2年3月19日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症に起因する事情によりやむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の5第3号※に該当するものと取り扱って差し支えないこととしていたが、令和6年4月1日以降においては、同日以降に生じた新型コロナウイルス感染症に起因する事情により規定の接種時期内に定期接種を実施できなかった場合については、同号に該当しないものとするため、取扱いに留意されたい。

※ 予防接種法施行規則第2条の5第3号は、今回の改正による条ずれにより、第2条の7第3号となる。

以上